



平成 28 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社 ヒラノテクシード
代 表 者 取締役社長 岡田 薫
(コード番号 6245 東証第二部)
問 合 せ 先 常務取締役総務担当 定安一男
(TEL 0745-57-0681)

監査等委員会設置会社への移行に伴う定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「監査等委員会設置会社」への移行に伴う「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 28 日開催予定の当社第 92 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日開示の「監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ」をご覧ください。

記

定款の一部変更

(1) 変更の理由

- ① 「監査等委員会設置会社」への移行に伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- ② 会社法の改正により、責任限定契約を締結できる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も継続的に取締役として有用な人材の招聘を行うことを目的として、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することができるよう、現行定款第31条の一部を変更するものであります。なお、この定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ③ その他、上記の各変更に伴う所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)	平成28年6月28日
定款変更の効力発生日 (予定)	平成28年6月28日

以上

【別紙】

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第19条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 ①取締役は、株主総会において選任する。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. <u>会計監査人</u> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第19条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 ①<u>当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>は10名以内とする。</p> <p>②<u>当社の、監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 ①<u>取締役は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p>

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>② (条文省略) ③ (条文省略)</p> <p>(取締役の任期) 第22条 ①取締役の任期は、選任後<u>2年</u>以内に終了する<u>最終の事業年度</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>②<u>増員または補欠のために選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時</u>までとする。 (新設)</p> <p>(代表取締役) 第23条 取締役会は、その決議をもって代表取締役を選定する。</p>	<p>② (現行どおり) ③ (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第22条 ①取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後<u>1年</u>以内に終了する事業年度の<u>うち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②<u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>③<u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時</u>までとする。</p> <p>④<u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期限は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役) 第23条 取締役会は、その決議をもって<u>監査等委員でない取締役の中から</u>、代表取締役を選定する。</p>

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(役付取締役)</p> <p>第24条 取締役会は、その決議をもって、取締役会長1名、取締役社長1名、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を選定することができる。</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前迄に発する。但し緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第27条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 ①取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。 ②取締役会の議事録は、これを会社に保存する。</p>	<p>(役付取締役)</p> <p>第24条 取締役会は、その決議をもって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>、取締役会長1名、取締役社長1名、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を選定することができる。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前迄に発する。但し緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第27条 <u>当社は、会社法399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第28条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 ①取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載し、出席した取締役がこれに記名押印する。 ②取締役会の議事録は、これを会社に保存する。</p>

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(取締役会規則) 第29条 取締役会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会で定める取締役会規則による。</p> <p>(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第31条 ①当社は、会社法第426条第1項に基づき、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって、免除することができる。 ②当社は、会社法第427条第1項に基づき、<u>社外取締役との間にも</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(相談役・顧問および参与) 第32条 当社は取締役会の決議によって相談役・顧問および参与を置くことができる。 相談役・顧問および参与は、当社の業務に関し取締役社長の諮問に応じるものとする。</p>	<p>(取締役会規則) 第30条 取締役会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会で定める取締役会規則による。</p> <p>(取締役の報酬等) 第31条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して</u>、株主総会の決議により定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第32条 ①当社は、会社法第426条第1項に基づき、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって、免除することができる。 ②当社は、会社法第427条第1項に基づき、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(相談役・顧問および参与) 第33条 当社は取締役会の決議によって相談役・顧問および参与を置くことができる。 相談役・顧問および参与は、当社の業務に関し取締役社長の諮問に応じるものとする。</p>

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(<u>監査役の員数</u>) 第33条 <u>当社の監査役は4名以内とする。</u></p> <p>(<u>監査役の選任</u>) 第34条 ①<u>監査役は株主総会において選任する。</u> ②<u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(<u>監査役の任期</u>) 第35条 ①<u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ②<u>補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(<u>常勤の監査役</u>) 第36条 <u>監査役は、その決議により、常勤の監査役を1名以上定めるものとする。</u></p> <p>(<u>監査役会の招集通知</u>) 第37条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前迄に発する。但し緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(<u>常勤の監査等委員</u>) 第34条 <u>監査等委員会は、その決議により、常勤の監査等委員を若干名選定することができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>) 第35条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前迄に発する。但し緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u></p>

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(<u>監査役会の決議</u>) 第38条 <u>監査役会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役</u>の過半数をもって行う。</p>	<p>(<u>監査等委員会の決議</u>) 第36条 <u>監査等委員会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>決議に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数</u>をもって行う。</p>
<p>(<u>監査役会の議事録</u>) 第39条 ①<u>監査役会</u>の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載し、出席した<u>監査役</u>がこれに記名押印する。 ②<u>監査役会</u>の議事録は、これを会社に保存する。</p>	<p>(<u>監査等委員会の議事録</u>) 第37条 ①<u>監査等委員会</u>の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載し、出席した<u>監査等委員</u>がこれに記名押印する。 ②<u>監査等委員会</u>の議事録は、これを会社に保存する。</p>
<p>(<u>監査役会規則</u>) 第40条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、<u>監査役会</u>で定める<u>監査役会規則</u>による。</p>	<p>(<u>監査等委員会規則</u>) 第38条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、<u>監査等委員会</u>で定める<u>監査等委員会規則</u>による。</p>
<p>(<u>監査役の報酬等</u>) 第41条 <u>監査役の報酬等</u>は、<u>株主総会</u>の決議により定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(<u>監査役の責任免除</u>) 第42条 ①当社は、<u>会社法第426条第1項に基づき、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において、<u>取締役会の決議をもって、免除することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p><u>②当会社は、会社法第427条第1項に基づき、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(新設)</p>	<p><u>第6章 会計監査人</u></p> <p><u>(会計監査人の選任)</u> <u>第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>(会計監査人の任期)</u> <u>第40条 ①会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>②会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、該当定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p><u>(会計監査人の報酬等)</u> <u>第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p data-bbox="405 362 600 400">第<u>6</u>章 計算</p> <p data-bbox="220 448 376 486">(事業年度)</p> <p data-bbox="201 490 633 528">第<u>43</u>条～第<u>46</u>条 (条文省略)</p> <p data-bbox="357 611 647 649">第<u>7</u>章 買収防衛策</p> <p data-bbox="201 694 633 732">第<u>47</u>条～第<u>48</u>条 (条文省略)</p> <p data-bbox="456 779 547 817">(新設)</p>	<p data-bbox="1066 362 1260 400">第<u>7</u>章 計算</p> <p data-bbox="882 448 1038 486">(事業年度)</p> <p data-bbox="863 490 1327 528">第<u>42</u>条～第<u>45</u>条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="1019 611 1310 649">第<u>8</u>章 買収防衛策</p> <p data-bbox="863 694 1327 732">第<u>46</u>条～第<u>47</u>条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="1131 779 1198 817">附則</p> <p data-bbox="882 864 1428 902">(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p data-bbox="863 907 1468 1229"><u>第 1 条</u> 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 92 期定時株主総会終結前の行為に関する任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>